

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10 時 32 分）

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】なし

吉岡警察本部長

報告事項についてはございません。

南委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

福山委員

私のほうからは、事前委員会で報告のあった5件の専決処分の問題でございます。私はこの専決処分の報告を聞いたとき、いつも思うんです。交通事故は、どんなに注意しても起こるべきときは起こるんですけども、余りにも多過ぎないかなと以前の委員会でも言ったような気がします。指導しますという返事もいただいたんですが、またしても今回5件の報告でしょ。その事故内容というのは、全く単純ミスのような気がするんですよね。バックしよって当てたとか、ちょっと前の人に当てたとか。以前も、1人で乗っているわけじゃない、必ず2人が乗っていると説明を受けました。捜査車両が緊急に発進したり、あるいは相手が逃走して逃げたときに接触を起こす、そういう不可抗力で事故を起こすこともあるとは思いますが、この報告はみんな単純ミスだと思うんですね。

過去5年間の専決処分数の数と年齢構成を教えてくださいませんか。

鹿山首席監察官

過去5年間の専決処分数、それと年齢別件数について回答いたします。

平成 19 年末から本年9月の議会までにおける専決処分の交通事故発生件数は、計 80 件でございます。なお、本年については9件報告しております。年齢別件数でございますが、20 歳代が 34 件の 43%、30 歳代が 20 件の 25%、40 歳代が 13 件の 16%、50 歳代が 13 件の 16%となっております。

福山委員

20 歳代が 43%、30 歳代が 25%、40 歳代が 16%、50 歳代が 16%ということで、やっぱり若い人が多いですね。若い人たちの指導というか教習ということを、どのような形でやっているのですか。

鹿山首席監察官

警察官に関しましては、いわゆる公用自動車について運転するときには運転技能検定というものを実施しております。この検定、筆記試験と教習試験ですが、この試験に合格しなければ公用自動車には乗れないというのがあります。ですから、警察官になった初期の段階で、この公用免許検定を取るために、それぞれ教習しているというのが現状です。

それにあわせて、緊急自動車についてはそれなりの訓練をして、運転適正検査において、その者の性格等についても検討しております。ただ、全体的に若い者につきましては、どうしても乗る機会が多いということで、年齢別にそれぞれの講習をやっておりまして、若い警察官には先輩が同乗しまして公用車運転について適宜指導しております。

全体的に申しますと、警察官の若年化がございますので、警察官全体の技術、もしくは精神的な向上も含めて、教習、指導しているというのが現状でございます。

福山委員

公用車に乗る方たちの先輩が指導している、若い人の横にはある程度の先輩者が乗るということですよ。その結果がこれですか。指導すべき立場の警察車両の事故が5年間で 80 件、本年9件。普通では考えられないように思うんですけど。

それだけ指導して、なおかつこれだけの事故があるということについて、吉岡本部長どう思いますか。

吉岡警察本部長

警察は、交通指導取り締まりを行う立場でもございます。そういった警察の職員である警察官が交通事故を起こしてしまう、それも多いということについては、あってはならないことだと感じております。

福山委員

あってはならないことが、やっぱり多いと思いますね。このあたりの指導をもう一回再確認する。例えばね、私には電力会社に勤めていた叔父がおります。退職して十四、五年になりますが、70 歳を過ぎた今でも一緒に車に乗ると必ず、右よし、左よし、右よしって言うんですよ。それで発進する。私にはちょっとわかりませんが、そこで職員の交通事故の数を聞いてみたらどうですか。多分少ないと思います。単純ミスで後ろへバックしていて当たるなんて論外です。ちゃんとした指導を受けて免許を持っている人間だったら、当たるわけがない。緊急車両とか公用車とか云々で指導しておいて、私はちょっとおかしいんじゃないかと思います。いろいろなところでいろんな指導をしておると思うんです。そういうところを取り入れて、やってみたらいかがですか。

鹿山首席監察官

今、委員がおっしゃられたとおり、安全運転管理者選任事業所の中でも、非常に優良な企業がございまして、交通事故発生が非常に少ないというところもございます。

我々警察組織として、交通安全の見本となるべき立場ということで、各優良企業の施策についても資料等を見て、今検証しているところでございます。

先ほど言った安全呼称の問題につきまして、特に同乗者が右よし、左よし、前よし、バックするときも外へ出てその確認をする。その基本的な部分について、警察職員として指導しているところでございますけれども、それが十分徹底していなくて、今回のようなケース、専決に出したような事案も発生しておるということでございます。

繰り返し繰り返し、継続して指導していきたいと考えております。

福山委員

見本となるべき警察官の乗った警察車両がそういうふうな事故を頻繁に起こすということ自体、私は問題があると思います。県民に対する模範とならなきやいけな。一番注視されますんでね。こういう形で報告を受ければ、何でこんなに多いのかなと思います。報告内容を見ると単純ミスみたいな感じなんでね。これはまず内から基本をしっかりして、そして、県民の模範となる。

そこで、もう一つお聞きしたいのですが、職員の事故があった場合の処分とか損害に対する対応はどのようになっていますか。

鹿山首席監察官

事故を起こした職員に関しましては、通常の行政処分、刑事処分でございますが、内部処分につきましては、事故の内容等によりまして、いわゆる懲戒処分等も該当します。死亡事故等については、戒告等の措置もしております。ただ、それに至らない事案に関しましては、反省文の提出もしくは所属長からの再発防止の指導ということをやっております。

ただ、過失割合、賠償金額が高いという場合に関しましては、勤勉手当の減額措置等も実施しているところでございます。

以上です。

福山委員

処分は、そういう形でされておるんでしょうけど、とにかくですね、私はことしに入って1回この話をしたような気がしたのに、また今回も報告がされる。それも内容を見たら、非常に単純な形が多いんで、やっぱりこれはしっかりと、さらに研究を重ねて、そういう事故がないように強く要望したいと思います。

先ほど本部長も言われましたので、これ以上聞きませんけれども徳島県は車社会です。そういうことも踏まえた中で、県民の道しるべとなるような運転技術をしっかりと教えたり、走り方の手順をしっかりと指導してほしいなと思っております。この件については以上です。

次に、先般、本会議でいろいろと質問が出ました通学路の問題です。道路管理者と警察のほうで通学路の

緊急合同点検を実施したところ、対策が必要な危険箇所が 844 カ所あったとのことですが、その中で警察が対応すべき問題はどの程度あるのでしょうか。

今井交通部長

通学路の緊急合同点検につきましては、県下で 868 カ所、合同の点検を実施いたしました。その結果、道路幅員が狭い、大型車が頻繁に通行する、見通しが悪いなど、対策が必要な危険箇所が県内で 844 カ所抽出されましたことから、これらの箇所につきましては、それぞれ教育委員会、道路管理者、警察において、できる限り速やかに所要の措置を講じることといたしております。

県警察関係では、押しボタン式信号機などの設置 10 カ所、歩行者用信号灯機の増設 10 カ所、横断歩道の設置 30 カ所などの要望が学校関係者等からなされましたことから、県警察といたしましては、学校関係者や教育委員会、道路管理者等と十分な連携をとりながら、これら要望に対しましては、現場の交通環境等を十分に精査いたしまして、ハード、ソフトを問わず真に安全のため必要な対策を早急に実施することといたしております。

福山委員

警察関係で、押しボタン式 10 カ所、横断歩道 30 カ所、歩行者用の信号が 10 カ所、かなりの予算になるとは思うんですけども、警察のほうも必要性を認めたということだと思います。これは小さい子供たちの問題でもございますので、スピード感が要すると思うんですね。どれくらいでやり切るという決意を持っておるんですか。

今井交通部長

内容によりますけれども、新たな交通安全施設の設置、交通規制の実施等については手続、予算の問題等を踏まえて、実施の必要性のある箇所から優先順位を定めて、できる限り速やかに対策を講じることといたしております。

要望の大半は、現存の規制の標示、保守、こういったものでございますので、これらについては年度内にほぼ完了するものと考えております。

以上です。

福山委員

今年度内については、横断歩道とか簡単な標識とか、そういうことと理解していいんですね。そうすると、あの押しボタン式信号、あるいは歩行者用の信号というのが、予算的に絡んでくるので今のところはっきりしたことは言えないということで理解してよろしいんですね。

横断歩道など速やかに対応できるところは速やかに対応する、これは感謝します。信号機についても、車社会で事故の多い中、予算がないからということではなく、補正のときにそっちへ回すとか、あるいは優先順位をつけるとか。その優先順位が低いところで仮にまた事故が起こったとします。あそこ言ったとこでないかと言われて、やっぱり大きな責任があると私は思うんです。

この件について予算の編成の仕方はどうなんでしょうか。恐らく今、来年度に向けての予算編成をやられ

よるわけですね。こういうことに関しては、最優先して速やかに着工、予算に組み入れるようにしたほうがよいと思うんですけどもいかがでしょうか。

西岡警務部理事官

ただいま、福山委員のほうから貴重な御提案をいただきました。

予算編成と申しまして、限りがございます。そこで、今委員が言われたことを、できる限り反映させるように努力してまいりたいということでお願いいたします。

福山委員

速やかに、しっかりした対応をとって、幼い子供たち、何の抵抗もできない子供たち、また逃げることもできない子供たちでございますので、しっかりと守ってあげてください。

速やかに執行できるように、予算編成のほうもお願いしたいと思っております。

今回の通学路点検は小学校を中心に行いましたが、阿波市では、高校生が交通事故で亡くなっております。子供たちに限って言わせていただければ、中学生あるいは高校生のほうが自転車通学が多いと思うんですね。そうなってくるとやはり自転車に乗る人への指導、携帯電話はいけないとか音楽を聴いてはいけないとか、結構子供たちはそういうのが多いんです。道路交通法違反になると思うんですけども、自転車の人に対しては、そう大きな取り締まりもなく、甘い部分があるんじゃないかなと思います。

よその県を見ますと、県条例でかなり縛っているところもあるんですね。やはり、自転車の指導、あるいはそのあたりの縛りというのを、しっかりと持ってくる必要があるのではなかろうかと思うんですけどいかがでしょう。

今井交通部長

県下全体の自転車の交通事故の発生状況も、一般の事故とともに減少傾向にあります。その中でも自転車の利用に関しては、児童、生徒、学生という区分でいけば、やはり高学年になるほど、中学校、高校になるほど、利用者の増加とともに事故件数も多いというのが実態でございます。

これらに対しては、学校関係者、それから交通安全ボランティアの方々とともに、街頭において指導、取り締まりを実施しております。今後ともこれらを強化してまいりたいと思います。

以上です。

福山委員

今井交通部長さんから、いろいろ説明をいただきましたが、どうですか、明らかに違反した子供がいれば絶対危険だなんて今井部長さんも思うでしょ。

交通安全運動期間とか安全週間とか、交通ボランティアが指導したりするときは、皆さんそれなりの形をするけれども、実際は夜であれば無灯があったり、本当に多いんです。私は知ってるから言うんですよ。これは県警が中心となってやるのかわからんけど、教育委員会とかいろんな話の中で、そういうちゃんとした形の条例化とか、規制をきっちりかける。違法な自転車運転をしているのは中高生、特に高校生が多いですね。

やっぱりそのあたりをしっかり指導したほうがいいと思うんですけど。

こういう問題で教育委員会と話したことはありますか。

今井交通部長

県教育委員会に対しては、街頭における指導警告状況、こういったものを情報交換いたしまして、十分その教育現場に反映をさせていただいております。

福山委員

私は、今一番気になる部分をお話したんですけども、今後とも道路管理者、教育委員会としっかり連携をとって対応をとっていただきたいと思います。

今回の通学路の緊急合同点検の対象は小学校だけで、中学、高校はまだということですね。中学、高校ということになると、ほとんど全市のとか全県的な形になると思うんですが、いずれにしても3者がよく話をして整備をしていただければありがたいと思いますがいかがでしょうか。

今井交通部長

御指摘のとおり、従来の対策に加えて、より連携を密にして安全対策を図っていききたいと思います。

喜多委員

事前委員会でも、交通違反、交通事故について質問させていただきました。

ことしも、交通事故による死者が減っておるということで、本当に幹部の皆さん、そして第一線で活躍されておる一人一人の警察官のおかげだろうと思っております。心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

最近発表された記事によりますと、交通事故が一番多かったのが市民病院のところの北常三島の交差点。その次が徳島本町の交差点ということでした。この交差点で制服を着た警察官が指導すれば、交通事故が半減、ゼロになることも可能でないかなと思います。限られた人員の中で大変だろうと思いますが、警察官がいるだけで、すごい規制がかかるというか、違反がなくなって交通事故がなくなります。これからも頑張っていただきたいなと思います。

そして、今も話がありました通学路についてです。前も言ったんですけど、朝、行ってきますって元気に家を出た子供さんが、ちょっと怪我したんですよっていう警察からの電話で行って見たら亡くなっていた。こんな悲劇はございません。高齢者も大切でございますけれども、子供さんの命が交通事故によって失われることがないように、これからも毎日毎日の御努力を続けてお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、徳島県の交通マナーの悪さがいつも言われております。交通違反以前の問題であります。車の窓からたばこの吸い殻を捨てるのは日常茶飯事のように、この間も何かの記事に載っておったんですが、徳島県民にとって黄色信号は、進めの合図だそうです。私もそう感じます。そしてその言い訳が、黄色信号で止まったら後ろから追突されるから黄色は進めの合図なんだと言います。県外の人が見たらびっくりするっていうか、徳島って、すごい交通ルールがあるんやなと言われております。交通法規以前のマナーについても、機会があったら指導してほしいというのが1つ。

高校生の話がありましたけれども、高校生が右側通行をするのが普通っていうか。私も自転車に乗ったと

き、道路の右側を通ったら対向車の運転手の顔が見えて、意外と安全なんです。しかし、自転車は左側を通るという指導を学校を通じて、また警察官の皆さん方が直接やってほしいなとつくづく思っております。

徳島県は、災害においては南海地震による死者ゼロを目指しておりますけれども、あわせて交通事故ゼロを目指して、これからも頑張ってもらいたいということをお願いをしておきたいと思います。

あと2点だけ質問をさせていただきたいと思います。

最近、警察相談が2万件になっておるということを聞きました。何でもかんでも警察に相談しているのかもしれませんが、最近特にふえた原因がわかりましたらお答えください。

山口生活安全部長

委員御指摘のとおり、最近、警察安全相談というのが非常にふえております。10年前、平成14年のときに年間1万件を若干切っておりました。

これが昨年、平成23年は1万9,577件、約2倍になっております。一昨年の平成22年と比較しますと、1,944件の増加となっております。本年は8月末現在に当たりますけれども、1万3,995件を受理いたしまして、これは昨年の8月末と比較しますと、994件の増加ということになってございます。

増加した要因でございますけれども、これは、今相談の中で多いのが、家庭、職場、近隣関係、こういった相談が非常に多いということでございまして、これはいわゆる人と人との関係性が希薄化しているということで、身近なトラブル、それから犯罪、街頭犯罪等に関する相談窓口として、警察への相談が増加しているのだろう、このように分析しているところでございます。

喜多委員

すごい伸びようですね。相談は多いと思いますけれども、相談を受けたときの対応の仕方、警察が処理できる問題以外の相談が多いんじゃないかと思いますが、対応はどうされていますか。

山口生活安全部長

警察に寄せられました相談の対応についてでございますけれども、やはり相談された方の立場に立って、法律上の手段の教示、助言、防犯指導、それから相手方に対する指導警告または説得。これはというものにつきましては、捜査をして検挙する、強制力の執行ということもございます。

特に、生命にかかわるような場合、そういった相談につきましては、警察だけでなく、関係機関、団体の方とも情報を共有して組織的に対応しているところでもあります。

いずれにいたしましても、相談された方の相談の内容、それぞれに応じまして、最も適切な対応がとれるようにしているところであります。委員がおっしゃられたとおり、警察の担当でない所管外のことにしましては、関係機関へ引き継ぎをしたり、あるいは、消費者センターへ、あるいは相談機関を教示、こういったことをして警察以外のところとも協力しながら対応しているところでございます。

喜多委員

警察本部、そして各警察署、そしてもっと身近な交番、駐在所においても、随時受け付けしているのだと思

います。命にかかわることについては特に慎重に厳正に対応していただきたいと思います。相談件数が倍増したということで、専属の警察官がおいでと聞いたことがあるんですが、電話相談もあるだろうし直接の相談もあるだろうし、いろいろな相談方法があって人数的にとても間に合わない。

今後、十分相談に乗れるような体制をつくってほしいと思いますけれども、いかがですか。

山口生活安全部長

現在の相談体制でございますけれども、警察本部に警察総合相談センターという部署を設置いたしまして、ここに専任の相談員4名を配置してございます。それから、各警察署にも、警察官、警察職員を合わせて32名を配置をして相談対応に当たっているところでございます。

さらに、これだけでは十分でないということで、警察本部の各課、各警察署の各課に相談担当者を署長のほうからあるいは所属長から指定をいたしまして、相談を受けさせてございますけれども、そういうのを含めまして、全体で約200名が相談の受理に当たっております。ただ、委員もおっしゃられましたように、交番、駐在所などでも相談を受理しておりまして、夜間、休日であれば、当直体制でも受理すると。言ってみれば、県警挙げて全職員が相談に対応するということでございます。

喜多委員

365日24時間、本当に大変だろうと思いますが、何かあって相談したら的確な答えが返ってくる。今おっしゃった体制も含めて、今後とも県民が安心して相談できるような体制を続けてほしいなと思っております。よろしく願います。

もう一点は、私はちょっとついていけないんですが、インターネットの社会になったということです。うちの子供も商品の注文や旅行、ホテルの予約、すべてインターネットです。便利で安くてすぐに返品もきいたりということで、何か時代が変わったような感じがいたします。物によっては市価より1割も2割も安い上に返品も自由。面倒な対応が好きな人もおりますが、それが嫌ならインターネットを利用したら何の苦労もないということで、インターネットの社会がますます広がっています。いい面はいいんですが、最近はインターネットによる薬物犯罪、覚せい剤の販売が、全国的にふえているといえます。相手の顔を見ないで、簡単に覚せい剤を手に入れることができる。大変な社会になってきているなという思いがいたします。

徳島県におけるインターネットによる薬物犯罪、取引の現状についてお答え願えたらと思います。

植林刑事部長

委員御指摘のとおり、全国的にインターネットを利用した薬物の裾野の広がりということで、警察といたしましても非常に懸念しているところでございます。

徳島県でも、昨年4月に覚せい剤で検挙しました女性、これがインターネットから覚せい剤を仕入れたという事案がございました。京都府警と長崎県警との合同で、被疑者を検挙いたしたところでございます。ここ5年間でインターネットによる検挙は、徳島県では3件ございます。

以上でございます。

喜多委員

昨年、京都府警、長崎県警との連携によって検挙されたということで、直接聞いたわけではないんですけど、記事によりますと、罪の意識がないというか、オープンに売買されておるものですから、法律違反でないというような意識があって、嘆かわしい社会になっていきよるんですけども、それはいたし方ないとして。

交通事故も一緒ですけども、この隠れた目に見えない取引について、今後の対策、取り締まりをどうしていくかについてお尋ねします。

植林刑事部長

警察におきましては、平成 22 年の 11 月に関係部門間の連携によります重点的に強化すべき施策、こういうのを示しましたがこの中で薬物対策重点強化プラン、こういうものを策定いたしました。

その中の1つに、今委員から御指摘のありましたサイバー空間からの薬物密売事案の根絶を掲げまして、インターネットを利用した薬物密売事案対策を現在推進しているところでございます。取り締まりに当たりましては、県警ではサイバーパトロール、これを強化いたしておりますし、警察庁におきましても全国におけます薬物事案情報、これを一括収集いたしまして関係警察に通報する制度がございます。これを活用いたしまして、薬物密売事案情報の収集、強化、密売の検挙、こういったところを推進しているところでございます。

この蔓延防止対策としましては、薬物関連の違法情報とか有害情報につきましては、警察庁等を通じまして、削除要請を徹底しているところでございます。また、徳島県におきましても、鳴門競艇場の大型スクリーン、また小松島競艇場のモニター等で薬物乱用防止の広報を行うなど、薬物犯罪に手を出さないように利用者に呼びかけているところでございます。

今後とも、関係機関と連携しまして、取り締まりの強化、啓発、これを徹底いたしまして、薬物事犯の根絶に努めてまいりたいと考えております。

喜多委員

引き続き指導を強化して、徳島県から、全国から、薬物違反、薬物事例の犯罪を起こさないよう、対策を続けていってほしいなと思います。

もう一つ、テレビとか記事でしか知りませんが薬物の恐ろしさ、続けていたら人間でなくなってしまう、ボロボロになってしまうという意識、今さらという思いもありますけれども、やはり知らん人は知らん。簡単に手を出すというのは、やはり恐ろしさを知らな過ぎるというところから生まれたんではないかと思います。

今後とも、取り締まりと合わせて薬物の恐ろしさについての教育、啓発を続けていってほしいということを要望して終わります。

古田委員

私からは、新聞報道されました、小松島自動車教習所が見極めを行わずに卒業検定をしていたということについてお伺いをしたいと思います。

22日に報道されて、26日の報道では、卒業証書発行の禁止をするという処分をされたようですけれども、この事案について簡単に御説明をいただいて、まずは質問をしたいと思います。

今井交通部長

お尋ねの事案につきましては、当教習所で教習、検定等を受けた方から情報提供がございまして検査を実施した結果、事案の内容が認められましたので、徳島県公安委員会から行政処分を9月25日付で決定して、既に通知をしたところでございます。

古田委員

10月1日から10日間、卒業証明書の発行禁止ということで、業務がその間停止になるということが書かれているんですけれども、この末の報道では、校長先生が言われてたんじゃないかと。そして、8月下旬までの半年間の間に9人がそれに該当するんじゃないかという報道と、2か月間という報道もあるんですが、こういった問題行動があったのは、正しくはどのくらいの期間か。そして、この校長先生が2007年の4月に就任されているというんですけれども、それ以前はそういったことはなかったのか、その点はどうか。

今井交通部長

当該事案につきましては、検査の結果、6月の下旬から8月初旬までの間に9人の教習を受けた方、検定を受けた方から、そういう不適正な教習等の事実を確認いたしております。

以上でございます。

古田委員

県警のOBで、運転免許課の次長さんもされていたという方が校長先生だということで、県警におられたときに担当されていた方がこういったことでは大変遺憾だと思うんです。それと社長さんが、校長先生が大変熱心な方で教習生のためを思ってやったのかもしれないというふうなコメントを出されているんですけれども、やはりしっかりと交通ルールを身につけて、技能を身につけて、そして免許を渡して運転してもらうということに徹しなければいけないと思うんです。

なぜこんなことをしてしまったのか憶測でいろいろ言われていますけど、なぜこういった事案が起こってしまったのか、実際にちゃんと話を聞かれているんでしょうか。

今井交通部長

指定自動車教習所につきましては、指導員、検定員等の職員、それから施設、教習方法が公安委員会が示す一定の基準を満たしておるということで指定を受けておりまして、適正な教習を行うために、今回の行政処分は改善措置を講じていただくためになされたものでございます。この一部は、既に改善措置をとっておられますけれども、2カ月以内にそういった内容を報告していただいて、再度検査を実施いたしまして、その履行状況を確認して適正な教習が行われておるということであれば、引き続き指定自動車教習所として業務を推進していただくということとなっております。

古田委員

県警のOBがこのようなことをしてしまったということに関して、県警を退職されたらまたいろんなところで御活躍される方もおいでだとは思いますが、そうした点で今後どのように対策をとっていかれるのか、そこら辺のことをお伺いしたいと思います。

今井交通部長

指定自動車教習所に対する指導、監督につきましては、先ほど事案の認知に至りました検査関係では、法令に基づく年1回の総合検査、それから毎月実施しております随時検査、また抜き打ちで行う立ち会い検査、こういったものを実施いたしますとともに、管理者については四半期に1回すべての管理者に出席をいただいて、研修会を実施しております。

また、教習指導員、検定員等につきましても法定講習を実施して、適正な教習が行われるように努めているところでございます。

古田委員

私も免許を取るとき、コースをなかなか修得できずに、落ちては2時間の教習を受けてそしてまた受けるということを繰り返していたものです。コースがわかっておれば、そこばかりを一所懸命練習するということもあるわけです。

今回の処分が本当に適切な処分であったのかということもあるわけですが、教習所との連携も密にさせていただいて、こういった不正が二度と起こらないように取り組んでいただきたい。先ほど専決処分の交通事故の話もありましたが、少しでも事故が起こらないように、ちゃんと技能を習得して運転免許が渡せるように取り組んでいただきたいと思います。

それと、国から三連動地震に伴う被害想定が出されました。これは、2万 5,000 分の1の想定ということで、10 月末に詳しい想定を出すと、本会議で知事の答弁がありました。前に県が出した暫定のときの想定と、新しい国からの想定のもとで、警察の施設などで対策が必要だと新たに出てきたところ、それから中央構造線の内円での想定も出されましたけれども、そういったところで対策が必要な警察施設、詳しくはわからないかもしれませんが、予想される場所はどういったところがあるでしょうか。

國平会計課長

委員からは、中央構造線直下、あるいはその付近における警察施設はあるかということで、このたび知事部局から、阿讃山脈南側の鳴門市から三好市までである中央構造線活断層の位置を示した活断層図が新たに示されたところであります。

今回公表されました活断層図は、断層について存在が確かなもの、あるいは、推定されるものが6つに分類されております。それらの図面は、その縮尺が2万 5,000 分の1のものであり具体的な断層の位置が不明確であることから、当該図面をもって活断層直上にある警察施設をお示しすることは困難であります。

なお、公表された活断層の付近には警察庁舎とか駐在所等が数カ所あるものと推定されるところであります。

す。今後、条例が施行された後は、さらに活断層の位置が明確となる 5,000 分の 1 の縮尺の図面が示されると伺っており、これにより精査、検討してまいりたいと考えております。

それから、もう一点お尋ねの、先般内閣府から南海トラフの巨大地震モデル検討会における津波高、浸水域の公表がなされました。今回、公表された浸水予測では、公表された当該図面をもって浸水域にある駐在所等の警察施設を正確にお示しすることは困難であります。県においては国の想定に基づいて、県独自の最終の形での津波浸水予測を 10 月中に公表する方針を明らかにしていることから、この公表を受けて警察施設についても精査、検討してまいりたいと思います。

古田委員

詳しくは出ないわけですが、10 月末に出される予測を受けて、警察施設などの対策もしっかりとやっていていただきたいということをお願いして終わります。

中山委員

1 点だけちょっとお伺いしたいと思います。

現在開催されております、徳島スマートドライバーセーフティラリー2012 についてですが、私、ことしの 2 月議会の付託委員会におきまして、高齢者対策、安全運転対策の一環として、高齢者がチームで楽しみながら参加できるような高齢者チーム部門をつくっていただくようお願いしてあったところ、早速ことしのラリーに追加新設していただきましたことを、この場をおかりしましてお礼申し上げます。

今回のラリーにつきましては、我が明政会全員が参加しておりますとともに、私の地元の小松島警察署管内におきましては、敬老会を含め多数の高齢者の方に参加していただいていると聞いております。しかしながら、先般 8 月 23 日付の徳島新聞におきまして、「参加チーム伸び悩む徳島セーフティラリー2012」という見出しの記事が載っておりました。そこで、ことしの参加人員とかチーム編成についてちょっとお伺いしたいのですが、よろしくお願いします。

今井交通部長

ことしの徳島セーフティラリーは 6 月 13 日から参加していただく方を募集したわけですが、8 月末現在、3,160 チーム、1 万 8,043 人の方に参加をいただいております。ことしで 4 回目となりますが、過去最多の方に参加をしていただいているということでございます。

中山委員

8 月末現在で 1 万 8,000 人余りとおっしゃってましたが、9 月 14 日現在という資料を、私ちょっと手に入れているんですが、1 万 9,000 人を超えているらしいということです。新聞記事は伸び悩んでいるということだったんですけれども、今部長がおっしゃったように、過去最高の人員だということで大変よかったと思います。

で、このセーフティラリーの協賛企業団体一覧というのも、今ざっと数えたら 220 社程度の企業が参加していただいております。経済事情が困難な状況の中で協賛していただけるというのは大変ありがたいことだし、また実行委員会の皆さんは大変御苦労なされたと思います。改めまして皆様の御苦労に対して、感謝と

敬意を表したいと思います。

あとですね、8月31日の募集期間に対して、何力所かの警察署管内で1か月間延長したということを知ったんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。

今井交通部長

先ほど御説明いたしましたとおり、徳島セーフティラリーにつきましては、8月31日で一応締め切って、過去最高の人員となったわけですが、ことしは県内において国民文化祭の関連行事が各地で開催されておりまして、この機会を利用して交通安全思想もあわせて高揚していただくというねらいのもと、その関連行事が開催される地域を1か月間延長して参加者を募っておるところでございます。先ほど委員がおっしゃいましたとおり、9月21日現在では、3,358チーム、1万9,185人の方がラリーに参加をいただいております。

中山委員

ありがとうございます。

今聞いたところによりますと、国文祭に向け、県民の安全運転に対する機運を高めようというお考えだということ、よくわかりました。

ぜひとも、国文祭が平穩無事に開催されることを期待しております。

今、1万9,000人を超える見込みということをお伺いしたんですけれども、応募者が増加した要因についてどのように分析されておるのでしょうか。

今井交通部長

本ラリーの趣旨にのっとり、県本部、県下15警察署において関係団体の御協力をいただき、働きかけを広く行って積極的に参加を呼びかけたところでございます。ことしで4回目ということで、かなり県民の各層に浸透してきたということも言えますでしょうし、先ほど御指摘のとおり、協賛サポート企業、こういった企業団体の御理解が非常に広がってきまして、運輸関係等の事業所で積極的に取り組みをいただき、またシルバークーラーの採用もいたしましてこれらを募集したと、さまざまな要因があろうかと考えております。

中山委員

今まさに、秋の交通安全運動真っ最中でございます。きょうも来る途中、沖浜交番前で、幼児童がシートベルト着用という看板を掲げて交通安全喚起を促しておりました。ぜひとも、このような運動を通じて、県民の皆さんの安全運転に対する意識の高揚を促すとともに、交通事故が1件でも減少して、先ほど我が会派の福山委員のお話にありましたように、危険箇所の早急整備とか、自転車利用者への安全指導も含めて、事前の本部長の説明でもありましたように、きのう現在で死亡事故20名と聞いております。これは、昭和35年に道路交通法が施行されて以来、最少の人数であった平成20年の42人をさらに下回るペースだと聞いております。ぜひとも、今目標に掲げております「交通事故死者数30人台後半、限りなくゼロ」にするという

第9次徳島県交通安全計画という目標の達成のために、徳島県警を挙げて努力していただくことを切にお願いして、私の質問を終わります。

庄野委員

私が住んでおります徳島市の南部地域におきましても、青少年健全育成連絡協議会という組織がありまして、警察にも御協力いただきながら、青少年の登下校時の安全対策等々に、青色回転灯がくるくる回る車で朝夕パトロールしてくださったりしています。地域の児童生徒の安全対策を地域ぐるみで行っているということで、私も非常にありがたいなと思っておりますし、また県警察もそういう住民の行動に対して御協力をいただいておりますということで、非常に感謝しているところでございます。

先日、県警に寄せられる不審者情報の数が非常に多くなってきているという新聞報道がございました。過去にも私の地域で、小学校の生徒の登下校時に不審な車が横へ寄ってきて、お父ちゃんお母ちゃんが病院に行ったら乗れへんかという、非常に危ない事件がございました。学校のほうも車からの声かけとか、不審者がおったら絶対について行かんように、絶対に乗らんように徹底しているとお聞きしています。

新聞報道によりますと、特に女性、子供へのつきまとい、声かけがふえている。ことしの1月から6月末だけで394件もの情報が寄せられて、昨年の同期が240件だったのに比べて64%の増で、そういう事案がハイペースでふえているということが載っておりました。ストーカーについては過去にも徳島県でもありまして、これが殺人事件に発展するようなこともございます。どんなささいな情報であっても、これが糸口となって性犯罪など重大な事件に結びつくこともございます。そういう情報は一件一件きちんと対応がされているとは思いますが、警察に寄せられる不審者情報の数がなぜここまでふえてきたのか。そしてまた、そういう情報については、県警としてどういった細かい対応がされているのかということをお聞きたいと思います。

山口生活安全部長

不審者情報の増加でございますけれども、指摘のあったとおり、非常にふえている状況でございます。この増加した原因でございますけれども、声かけ、あるいはつきまとい、こういった把握した情報を県警では安心メールシステム、これによりまして各警察署から安心メールに登録された方に対して、情報を発信いたしております。被害者、保護者、あるいは学校の先生方、こういった方がそのメールを見て、こんなことも警察に相談していいんだ、これまではこれくらいだったら警察へ相談せんというふうなこともあったんですけれども、こういうことがあるんだったら、もっとよく相談しなきゃならん、これも相談しようということで、どんどん積極的に情報や相談が寄せられるようになったと、こういうことでないかと考えております。

それから、対応でございますけれども、やはりこれは、子供、あるいは女性に対する性犯罪につながる、こういった情報でございます。ですから、安心メールで情報発信を行うということは当然でございますけれども、その情報を警察が把握した段階、これは緊急を要する場合と、余り緊急性のない場合がございまして、緊急を要する場合につきましては、すぐ現場に出ていって、これは当然、本部の生活安全企画課にある子ども・女性安全対策室も行きますし、警察署の生活安全課員も行きますし、それから、場合によっては機動捜査隊、広域自動車警ら隊、警察署のパトカー、こういったものが行って、現場、あるいは現場周辺で身柄を確保して、逮捕することもございます。それから、余り緊急性がない場合、これは例えば、被害を受けてから一

たん学校へ行って、先生方、あるいは教育委員会を通じて言ってくる、家に帰って保護者の方が言ってくる。ですから、時間的には2時間、3時間、あるいは2日、3日たってからということもございますので、こういった場合には、直接、警察から被害者、保護者立ち会いのもと聞きに行って、被害の状況を分析して、過去こういった同じようなことがなかったか、同じようなことで検挙した人はいなかったか、こういうことを分析いたしまして、被疑者の特定をしていって検挙していく、あるいは、検挙に至らないまでの事案であれば、指導警告を発してそれ以上エスカレートしないようにやっていく。こういったふうに、事案事案によりまして、それぞれにふさわしい対応をしているところでございます。

以上でございます。

庄野委員

わかりました。

安心メールというのがあるんですけれども、安心メールの現在の登録件数といいますか、何件ぐらいふえとるんですかね。

山口生活安全部長

安心メールは、平成17年の6月から運用を開始いたしております。現在は自動登録ができるようになっておりまして、昨年末が8,836人の登録でございましたけれども、本年の8月末現在で9,532人の登録者となっております。引き続き登録者数の増加を図って、メールを発信し、警察に情報をいただくということで進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

県警には、ストーカー対策官という方もおいでということで、そういう悪質な事件等に発展するのを防ぐために、そういう対策官が頑張っておられる。引き続いての頑張りに期待をする一人なんです。

報道によりますと、1月から6月の期間中だけでも、子供と女性への重大な犯罪に発展するおそれのある20件20人を検挙したということが書かれておりました。また、29件29人に指導警告を出したということも書かれております。検挙したというのは十分捜査を通過したと思うんですけれども、出せる範囲で結構ですので、どういうふうな犯罪の中身があるんでしょうか。女性、子供に対してですから、少し教えていただけたら。

山口生活安全部長

上半期で20件の検挙をいたしております。内容でありますけれども、県迷惑防止条例違反、これは卑猥な言動ということであります。それから、盗撮をした、あるいはつきまとった、それから露出、いわゆるわいせつ物の陳列でございますね。それから、ストーカー規制法の違反であるとか脅迫等々ございまして、1点例を挙げますと、本年1月下旬に、量販店の女性客の下着を盗撮する目的で、撮影機能付きの携帯電話を女性のスカートの下に差し入れた男性を徳島県迷惑行為防止条例違反で検挙をいたしております。

それから、指導警告のほうでございますが、これが29件ございます。ストーカー規制法、あるいは軽犯罪法、つきまといでございます。それから、県迷惑行為防止条例、卑猥な言動であります。同じく、同条例の嫌

がらせでありますとか写真撮影等がございます。1点具体的に申し上げますと、5月下旬に帰宅中の女性にしつこく電話連絡を求めるなどしてつきまとった男性を、これは事後の捜査をいたしまして、指導警告をいたしております。

さまざまな対応がございます。以上でございます。

庄野委員

対策ということですが、子ども・女性を守る通報ダイヤルが載っておりまして「623-6110」それと「#9110」。110番通報でも、被害を受けたり不審な人がいるよということを言われることがあると思うんですが、そういう情報というのは、どこかで一元化されるようになっているんですか。

山口生活安全部長

そういった情報はすべて、県警本部の生活安全企画課もしくは少年課のほうで一元化して情報として共有されるということでございます。

庄野委員

やっぱりどこで起こってもきちんと情報をつかんで、現場に近い警察官とか、駐在所の方がさっさと対応するのが一番重要だと思いますので、日ごろから住民と協力したパトロールとか、情報を得たら迅速に対応できる仕組みみたいなものを構築されてやってほしいなあと思います。

それから、余り重要でないような情報でも、ひょっとしたら重要かもわかりません。

先ほども喜多委員が言われてましたけれども、警察に寄せられる相談というのが年々々々ふえてきて、どの情報が重要で、どの情報が重要でないのかというのがわかりません。けれども、1つの情報から、事件解決に発展していく可能性もございますので、1つの情報をみんなで大切に共有しながら、吟味しながら、事件を解決していくことをやっていっていただきたいという趣旨で、きょうは質問させていただきました。

終わります。

南委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号

以上で公安委員会関係の審査を終わります。

議事の都合により休憩いたします。（12 時 25 分）